

令和3年 第5回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和3年5月17日(月) 午後1時30分 北区役所 3階 31・32会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 袴田正保
松尾康弘 横井利治 袴田博子 根木常次 内山進吾 岡本純
藤村猪三 高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄
水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席：

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎
吉山和志 富永幹人 須藤晶子 加茂真也
清水克(農林水産担当部長)

4. 審議事項

第31号議案 農地法第3条の規定による許可について
第32号議案 農地法第4条の規定による許可について
第33号議案 事業計画変更承認申請について
第34号議案 農地法第5条の規定による許可について
第35号議案 非農地証明について
第36号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
第37号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について
第38号議案 農用地利用集積計画の決定について
第39号議案 農地利用最適化推進委員の委嘱について

5. 報告事項

報第34号 令和2年度事業報告について
報第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第36号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報第37号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第38号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第39号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第40号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から、令和3年第5回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、23名のところ23名です。過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、会議中は、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆様、こんにちは。今年は梅雨入りが早かったということで、これが早く明けるのか例年のようになるのかはわかりませんが、また憂鬱な時期が来たということになります。

本日の挨拶ということで、普段は農業関係、農業委員会関係の話をしておりますが、本日は少し変えまして、私のキャラクターがうかがえるような話をしたいと思います。

リニアの関係で天竜川や大井川が話題になっていますが、これらは一級河川と言われるものです。二級河川では太田川や馬込川等があります。一級河川の定義は何かということを行いますと、細かい点はたくさんありますが、簡単に言うと県を跨ぐような大きな川のこと、国が管理すべきだとして指定されます。二級河川は市を跨ぐもので、県が管理します。その下に準用河川というものもあって、これは市が管理します。他に普通河川もありますが、これはほぼ排水路のようなもので、準用河川までが皆様が認識している川になると思います。ここからは蘊蓄になってしまいますが、皆様が驚くような話があります。実は、浜名湖は二級河川都田川に分類されるのです。この細江町で都田川から浜名湖に注いで今切口まで繋がるので、単純に考えれば確かに川になるのだと思います。蘊蓄としては面白い話だと思うのでご紹介しました。他にも面白い話がありまして、橋の欄干に名前が書いてありますが、これは上り側には漢字で書いてあります。一方で下り側には平仮名で書いてあります。橋に関してはまだありまして、一級河川に架かる橋は、「はまきたおおはし」とか「かささぎおおはし」というように「はし」が「ばし」に濁りません。二級河川や準用河川に架かる橋は、「いっぽんばし」のように濁ります。このように、一級河川と二級河川や準用河川では、こういった点でも区別されると、私は聞いております。ではレインボーブリッジは、「にじいろはし」なのか「にじいろばし」なのかと気になりましたが、あれはそのままレインボーブリッジが正式な名前だそうです。川だけに濁らないにしようというオチがついたところで、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

会長 それでは只今から、令和3年第5回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号8番の横井利治委員、議席番号10番の袴田博子委員をお願いいた

します。

議長 それでは、議事に入ります。第31号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案1ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

奥山 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号71番外25件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が11件、贈与に係る案件が4件、賃貸借に係る案件が7件、使用貸借に係る案件が1件、区分地上権に係る案件が3件でございます。

それでは説明いたします。

議案1ページ、地区「神久呂」・「雄踏」・「湖東」、整理番号73番は使用貸借に係る案件でございます。

使用借人は、西区古人見町の■■■■さん、69歳でございます。

■■■さんは、西区大久保町・大人見町・古人見町・雄踏町で耕作を行っておりますが、この度、経営移譲の関係で親子間による使用貸借の権利を設定するものでございます。

■■■■さんのお孫さんが、農地の一部に分家住宅を建てるため、すでに経営移譲により子の■■■さんに貸し付けていた農地すべてを一旦■■■さんに返還しました。

通常、経営移譲年金を受給中に農地を転用した場合は、原則支給停止になりますが、分家住宅を建てるための転用は、経営移譲年金の支給停止除外事由にあたります。

今回、経営移譲年金を引き続き受給し続けるために、同一世帯の後継者である子の■■■さんに、■■■さん所有の農地を再度貸し付けるという案件で、引続き畑ではセルリー、レッドキャベツ、みかん、花野菜を、田では水稻を耕作する予定です。

続きまして、議案3ページ、地区「三方原」、整理番号79番は贈与に係る案件でございます。

譲受人は、静岡市駿河区に居住し、静岡市、藤枝市、北区三幸町で水稻、野菜等を耕作している■■■■さん、52歳でございます。

これまで、譲渡人である父の■■■さんとともに耕作をしてきましたが、後継者である■■■さんが生前贈与を受け、引続き耕作したく申請にいたったものでございます。

申請地は、北区三幸町の畑、1筆で、引続き甘夏の一種であるスルガエレガントを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案3ページ、地区「三方原」、整理番号80番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、西区呉松町の■■■■さん、61歳でございます。

この度、使用貸借権を設定し耕作している申請地を、売買により取得したく申請にいたったものでございます。

申請地は、北区三幸町の畑、1筆で、引続き馬鈴薯を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案3ページ、4ページ、地区「引佐」、整理番号84番、85番、86番、87番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、[]の[]、[]です。この度、営農地に近い申請地を取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。申請地は、北区引佐町奥山、引佐町谷沢の畑、4筆で、みかん、橘を作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
議 長 初めに、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
議 長 調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。
原 田 入野・神久呂・雄踏地区調査会で検討した結果、問題ありませんでした。
議 長 続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。
袴 田 正 湖東地区調査会、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。
横 井 篠原・舞阪地区調査会で検討した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
議 長 特に問題ありませんでしたという報告を受けております。
議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。
袴 田 博 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
内 山 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議 長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。
藤 村 細江地区調査会、3件ありましたが、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。
高 井 引佐地区調査会、4件ですが、協議した結果、問題ありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。
議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。
小 杉 浜名・北浜地区調査会、特に問題ありませんでした。
議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会、特に問題ありません。
議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議 長 それでは採決いたします。第31号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第32号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事

務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 7 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

奥 山 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 24 番外 5 件でございます。

転用目的別の内訳は、農家住宅関連が 1 件、農業用施設が 2 件、自己用住宅関連が 3 件でございます。農地区分別の内訳は、農用区域内農地が 1 件、第 1 種農地が 1 件、第 2 種農地が 2 件、第 3 種農地が 2 件でございます。なお、是正案件は 24 番、26 番、27 番です。

また、駐車場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

議 長 初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田 中 積志地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高 井 引佐地区調査会で協議しました。問題ありませんでした。

議 長 最後に、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 審議の進行が早過ぎると思います。もう少し余裕を持った進行をお願いします。

議 長 承知しました。

議 長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議 長 それでは採決いたします。第 32 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 33 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 9 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

加 茂 今月の申請は、許可期間を延長する「目的変更」が 1 件、当初の計画を全て変更する「全部承継」が 1 件でございます。

議案 9 ページ、地区「神久呂」、整理番号 8 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である [] です。申請地は、浜松市立神久呂小学校の [] 約 900m に位置する農地です。申請にいたった経緯ですが、当初の事業計画では、申請地近隣の三方原南部幹線水路工事のため資材置場・駐車場として、令和 2 年 8 月から令和 3 年 4 月まで一時的に転用する計画でした。その後、静岡県西部農林事務所より追加工事の発注があり工事期間が延長されたため、令和 3 年 9 月末まで 6 ヶ月間の期間延長を申請するものです。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること、排水について、雨水は自然浸透させる計画であること、隣接農地との境界には見切りを設置する計画となっていること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断いたします。

続きまして、議案 10 ページ、地区「浜名」、整理番号 9 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である [] さんの相続人の [] さん、承継者である [] さん、 [] さんでございます。

申請にいたった経緯でございますが、当初の転用事業者である [] さんは、 [] に農地法第 5 条許可を受け、自己用住宅を建築予定でしたが、その後計画を実行しないまま、平成 25 年に亡くなりました。相続人である [] さんは県外に居住しており、将来的にも申請地に住宅を建築する予定はありません。

承継者である [] さんは現在、浜北区小松のアパートに居住しており、申請地に自己用住宅の建築を計画したものです。

申請地である浜北区小松の畑は、浜北区役所の [] 約 [] m に位置する農地でございます。

申請地の農地区分につきましては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、概ね 500m 以内に 2 つ以上の医療施設があることから、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

転用計画は、自己用住宅とカーポートを建築するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周はコンクリートブロックを施工、雨水は道路側溝へ放流し、汚水は公共下水道へ放流する計画となっております。

当初の許可目的の達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の 5 条申請につきましては、議案 23 ページ、整理番号 335 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 33 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 34 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 11 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

加 茂 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 237 番外 130 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農家住宅が 1 件、自己用・共同住宅関連が 84 件、事業用の建物関連が 4 件、駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が 29 件、一時転用が 2 件、太陽光発電が 5 件、営農型太陽光発電が 6 件でございます。

また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 8 件、第 1 種農地が 25 件、第 2 種農地が 28 件、第 3 種農地が 70 件でございます。なお、是正案件は 265 番、316 番、330 番、357 番です。

また、駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認しております。

それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。

議案 22 ページ、地区「三方原」、整理番号 326 番をお願いします。

北区東三方町の畑 2 筆、9,814 m²について、工場を設けたいという申請でございます。

申請者は、XXXXXXXXXXに本社を置き、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXを営む法人です。業務拡大による社員の増加への対応と、業務の効率化を図るために、本申請地に本社機能と印刷工場機能を集約した工場を新設したく、申請にいたったものでございます。

申請地は、静岡県立浜松工業高校のXXXX約XXXXmに位置する農地です。

農地区分につきましては、上水道管、ガス管が埋設されている道路の沿道の区域であって、概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設があることから、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、工場、倉庫、駐輪場、駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われまます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、排水計画は、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入させ既設水路へ制限放流し、汚水、雑排水は合併浄化槽から既設水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考

えます。

続きまして、議案 23 ページ、地区「都田」、整理番号 329 番をお願いします。

北区都田町の畑 3 筆、3,741 m²について、駐車場を設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に主たる事務所を置き、[] を経営する医療法人です。施設敷地内や近隣に点在する従業員用の駐車場を本申請地に集約し、施設利用者の利便性と安全の確保を図りたく、申請にいたったものでございます。

申請地は、常葉大学浜松キャンパスの [] 約 [] km に位置する農地です。

農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、86 台収容の駐車場、駐輪場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンスを設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 23 ページ、地区「都田」、整理番号 331 番をお願いします。

北区都田町の畑 5 筆、3,513 m²について、資材置場を設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。近年、ビニールハウスの建設や改植工事等の農業土木工事の受注が増加しており、工事箇所に近い本申請地に資材置場を新設し、作業の効率化を図りたく、申請にいたったものでございます。

申請地は、新都田市民サービスセンターの [] 約 [] m に位置する農地です。

農地区分につきましては、通常、市役所、区役所、またはそれらの支所から概ね 500m の範囲が第 2 種農地となりますが、500m の範囲内の宅地化率が 40% を超えている場合には、その割合が 40% となるまで、その距離を最大 1km まで延長することができるとされており、新都田市民サービスセンターから約 [] m に位置する申請地は、宅地化率 40% 以上の範囲内にあるため、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、盛土材、砕石、型枠等を置く資材置場を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地は砕石敷とし、周囲には見切工を行う計画であること、雨水排水は自然浸透させ、余剰分は既設水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 25 ページ、地区「北浜」、整理番号 345 番をお願いします。

浜北区小林の畑 10 筆、4,099 m²について、砂利採取事業を行いたいという申請でござい
ます。

申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。この度、良質の砂
利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間
の一時転用申請にいたったものでございます。

申請地は、浜北区役所の [] 約 [] km に位置する農地です。申請地の農地区分は、農
用区域内農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当します。

本事業は、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 2,774.92 m²、最大掘削深 10m、総掘
削量は 11,776.97 m³を予定しております。

工事期間中は、5m の保安距離を確保し表土の流出を防ぐこと、外周には防護柵、鍵付
きの門扉等の設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、
建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、土地所有者が植木を作付
けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審査意見書
の措置報告書の提出を受けていること、地元自治会との協議が完了していることから、
周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議	長	それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
議	長	初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。
松	澤	中央地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。
中	島	蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。
議	長	調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。
田	中	積志地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。
原	田	入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。
袴	田	湖東地区調査会で協議の結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。
松	尾	庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。
横	井	篠原・舞阪地区調査会で検討しましたが、特に問題ありませんでした。
議	長	続いて、芳川・飯田地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
議	長	調査会で協議した結果、特に問題ありませんでしたという報告を受けています。
議	長	続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。
袴	田	河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
博	子	
議	長	続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会で審議の結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
内 山 三方原地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡 本 都田地区調査会で審議しました結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。
高 井 引佐地区調査会です。特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
後 藤 三ヶ日地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。
小 杉 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
その中で、先程事務局から説明があった砂利採取事業ですが、今回の事業者は浜北では初めて行うということでした。今まで様々な事業者が行ってききましたが、それらと同様に、事業途中での現地調査を行いたいと申し出まして、了承をしていただきました。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会です。特に問題はありますが、1点だけ申し上げたいと思います。営農型太陽光の1回目の更新申請が相次いでおります。特に[REDACTED]さんが柵を作っている案件が多いですが、調査員の皆様にご足労をいただいて継続的に何度も現地調査をしております。そのため、現地の状況はどうかか生育の具合はどうかとかといった点は調査員の皆様の頭にしっかりと入っているので、今回は聞き取り調査を行いませんでした。ただ前回の調査会にはご出席をいただいて、改善すべき点がない訳ではなかったのでご指導を申し上げております。そのことだけ申し添えておきます。

議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。
鈴木 英雄 天竜・龍山地区調査会で審議の結果、問題ありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。
(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。
森 島 小杉委員からもご報告がありましたが、砂利採取事業の案件についてです。約 4,000㎡ということですのでごく大きな規模の案件ではないと思いますが、以前から松島会長のお話にもあるように、事業完了後の耕作者の目処をつけておくべきだという考え方がある中で、共通認識ができているか確認するためにも、この点について小杉委員もしくは事務局からご報告をいただきたいと思います。

議 長 小杉委員、事務局からでよろしいですか。
小 杉 はい。
議 長 それでは事務局からご報告をお願いします。
石 川 小杉委員のご報告にもありましたが、調査会で事業者に聞き取りをしました。耕作管理計画書では、事業完了後は土地所有者が耕作をするようになっておりましたが、事業を行

いながら周辺の認定農業者の方等に話をし、そういった方に耕作をしてもらえよう努めてほしいと依頼をしまして、事業者の方にもご了承をいただきました。

森 島 それでいいとは思いますが、できれば確定させるべきだと思うので、もっと話を詰めていただきたいと思います。

議 長 できる限りそういった点を踏まえて進めていただくようお願いします。

議 長 その他ございますか。

(袴田博子委員 挙手)

議 長 はい、袴田博子委員。

袴 田 博 整理番号 239 番の譲渡人について、被保佐人、保佐人とはどういうものでしょうか。

議 長 それではこの件について、事務局から説明をお願いします。

縣 保佐とは成年後見制度の一つで、重要な契約行為を行うには判断能力に不安があると裁判所で認められた場合にとられる制度です。成年被後見人よりは事理を認識する能力があるが、今回のような契約については本人では判断ができかねるということで、保佐人が選任された上で申請された案件です。

議 長 袴田委員、よろしいですか。

袴 田 博 はい。

(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 私も関連した質問ですが、保佐人になる資格はありますか。

縣 一般的には弁護士や司法書士が保佐人となることが多いので、資格ということではありませんが、法律知識に明るい方が選任されると思います。ただ今回の案件については、ご家族の方が選任されています。

森 島 わかりました。

議 長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議 長 それでは採決いたします。第 34 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 35 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 29 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

加 茂 今月の申請案件は、地区「庄内」、整理番号 16 番外 4 件でございます。

それでは説明いたします。

地区「庄内」、整理番号 16 番の申請地は、昭和 43 年頃に物置が建築され宅地利用されていたものです。

地区「三ヶ日」、整理番号 17 番の申請地は、昭和 53 年頃に農業用倉庫が建築され宅地

利用されていたものです。

地区「天竜」、整理番号 18 番の申請地は、昭和 20 年 8 月、平成元年 1 月にそれぞれ住宅が建築され宅地利用されていたものです。

地区「天竜」、整理番号 19 番の申請地は、斜面地で耕作困難のため、昭和 50 年頃に植林されたものです。

地区「水窪」、整理番号 20 番の申請地は、斜面地で耕作困難のため、昭和 30 年頃に植林されたものです。

全ての案件について、非農地証明の基準に該当し、非農地証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 農地法の運用が一部改正される中で、特に営農型太陽光発電では荒廃農地であるかどうかで大きく変わっていきます。非農地証明と荒廃農地の認定ではそこにいたるまでの道筋で重なる部分があるのではないかと思います。今後荒廃農地で営農型太陽光発電を行うという事例が増えていく可能性がある中で、この二つの仕分けをどうしていくかということを考える必要があるのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

議 長 事務局、いかがでしょうか。

縣 まず、非農地証明制度について説明いたします。地目変更登記申請に係る登記官からの照会件数が増加し事務処理が困難になったことを背景として、非農地証明制度が発足しました。

非農地証明が交付されるには具体的な基準がありまして、まず白地の農地であること、そして非農地となってから 10 年以上が経過していることが条件としてあります。農地に復元することが容易ではない場合に認められるものが、非農地証明であります。

河 村 荒廃農地の非農地化について説明します。荒廃農地の中でも、農地に復元することが容易ではない農地と、手を加えれば何とか復元できる農地に分かれます。

4 月 1 日付の国の通知によれば、まだ具体的に細かい内容が来ている訳ではありませんが、例えば山になってしまっているような農地については非農地化を進めることとされています。要は、農地として利用されることがないのだから、農地としての規制を外しなさいというような流れになっています。まだ細かい指示がないので、具体的にどのような場合が該当するかという点については、追って報告させていただきたいと思います。

ただ、先程森島委員がおっしゃったように、荒廃農地は農地から外して別の利用方法を考えなさいという方向に、国全体として向いているということは言えると思います。

森 島 ご説明いただいたとおりだと思います。この二つはリンクしていると思うので、またご報告させていただきたいと思います。

よくよく考えていただきたいことがあるのですが、耕作放棄して荒らしていると買い手がつく可能性があって、一方でしっかり管理していると農地の規制があって売れない

と、このようなおかしな話になりかねない状況に置かれていると思います。その意味で私の意見を申し上げますと、非農地証明という制度がすでにあるのだから、それを先行して活用すべきだと思います。非農地証明が交付されれば、業者がその土地を買うということはできますよね。

縣 非農地証明が交付されて法務局で地目変更登記がされ、山林や雑種地に地目が変われば、農業委員会を通さずに売買が可能となるため、農業者でない方や業者であっても購入することは可能です。

森 島 このように非農地証明制度だけでも十分ではないかと私はと思いますが、今後国が示す道筋や取扱いについて、私たちの中でもしっかりと議論する必要があると思います。特に中山間地域を担当する委員の方は、注意していかれるべきだと思います。水崎委員の地区は正にそのような地域なので、ぜひご意見をください。

水 崎 農業者でない業者が参入してくる可能性があるということで、地域で話し合いをもって共通認識を持ち、方針を定めていきたいと思っています。

議 長 皆様それぞれ情報収集に努めていただいて、この場で共有できたらいいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 その他ございますか。
(その他発言なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 35 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 36 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 31 ページをご覧ください。
(議案を読み上げる)

加 茂 相続税の納税が猶予される「相続税の納税猶予の特例」の適用を受けるためには、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、また、相続人が相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることを、農業委員会が証明する必要がある、これが適格者証明でございます。

今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号 1 番、1 件でございます。

被相続人は、■■■■年■■月■■日に亡くなられた、■■■■さん、相続人は、東区和田町で被相続人と同居されていた、子の■■■■さん、52 歳です。

申請地は、東区和田町■■番■■外 2 筆の畑、403.82 m²です。

令和 3 年 4 月に現地調査を実施し、その結果、農地として適正に管理がされていることを確認しております。

また、申請者から聴取したところ、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、申請者に今後も引き続き農業経営を行っていく意思があることを確認しましたので、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 36 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 37 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続（20 年経過）に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 33 ページをご覧ください。
(議案を読み上げる)

加 茂 今月の申請案件は、地区「入野」、整理番号 4 番外 2 件でございます。

それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区「入野」、整理番号 4 番について説明いたします。

被相続人は、 年 月 日に亡くなられた、 さん、相続人は、西区西鳴江町にお住いの、子の さん、70 歳です。

特例農地の面積は、申告時、現在ともに 4,635 m²です。

現地調査をした結果、水稻、野菜等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

また、整理番号 5 番、6 番につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 37 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続（20 年経過）に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 38 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 35 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

須 藤 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

令和 3 年度第 2 回浜松市農用地利用集積計画（案）でございます。公告予定は令和 3 年 5 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 257 筆、231,101.55 m²の内訳でございます。

今月は、笠井地区での 1 筆をはじめとして、計 23 地区での利用権設定を予定しており

ます。

その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。1ページから25ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、27ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1ページの1番、2番をご覧ください。新規就農の■■■■さんです。西区和光町の■■■■さんのもとで農業を学び、今回の申請にいたしました。浜北区新原■■■■番外1筆の畑、計1,129㎡を借り受け、トマトの栽培を予定しております。

次に、7ページの1番から4番をご覧ください。新規就農の■■■■さんです。西区和地町の■■■■さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。北区細江町気賀■■■■番外3筆の畑、計1,997㎡を借り受け、ブロッコリー、キャベツ、とうもろこしの栽培を予定しております。

次に、13ページの29番から34番をご覧ください。■■■■です。認定農業者の■■■■さんが令和2年11月に設立した会社で、個人の借受農地の一部を法人に移転したく、今回の申請に至りました。浜北区宮口■■■■番外5筆の畑、計8,986㎡を借り受け、レモン、ブルーベリーの栽培を予定しております。

次に、11ページ、12ページ、19ページから23ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が70筆ございます。

農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

議長 長 はい、森島委員。

議 森 島 事務局からご説明があった私の地区の案件について、事務局長にご検討いただきたいのですが、全く説明になっていません。問題点について言及されず、文言だけが並べられただけです。調査会で議論になった案件で、申請内容自体はご説明のとおりですが、現地はほとんど使い物にならないような農地です。それをどうするのかという議論になり、復元する工程表を提出してもらいました。そういった経緯がある案件なので、それを説明してもらわないと、皆様が実態を知らないまま議論されてしまいます。形ばかりではなく、本質を突いた説明でないと思いません。

議長 長 それはこの案件についてのみですか。それとも全ての案件についてですか。

議 森 島 この案件についてです。

局 長 この案件についてであれば、今補足をさせていただきます。今後説明をどうするかと

いうことは検討をさせていただきたいと思います。ただ、我々事務局としては、許可相当であるものを議案に載せておりますので、もし補足されたいことがあれば委員の皆様からご報告をしていただきたいと思います。

それでは今回の案件については、担当グループ長より説明いたします。

石川 森島委員からお話があった件について、調査会の前に申請があった段階で事務局でも現地の状況に不安がありました。元々植木畑であり、木が残っている部分と切株になっている部分がありました。事務局の対応としては、木が残っている部分を除く一部のみ利用権を設定するという申請にするよう促しました。ただ切株も残っているので、調査会において来年の9月までに取り除くよう指導がありました。調査会后に申請者よりその工程表の提出を受け、森島委員にご確認をいただいた上で本日の総会にいたっている案件です。

森島 今回調査会に来られたのは従業員の方でしたが、次回社長の方にも来ていただく予定です。その従業員の方は中国出身の方でしたが、日本語に全く問題がなく熱心で優秀な方でした。今回借りる農地でうまく耕作していってもらいたいし、そうなるようにすることが農業委員の仕事だと思うので、必要であれば指導しながら見守っていきたいと思います。

このような経緯がある案件ですので、そういったことが皆様にわかるような会議にしたいと思い提案しました。

議長 森島委員からの提案について、この場では結論は申し上げられませんが、総会にかけるといことは地区調査会で問題なかったということが前提としてあります。ただ今回のように、報告すべき事項があるのであれば皆様から報告していただければいいと思います。今後どのようにしていくかは事務局と調整いたします。

議長 その他ご意見等ございますか。

(その他発言なし)

議長 それではご意見等もないようですので、第38号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第39号議案「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案37ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

齋藤 それでは説明します。

38ページの「農地利用最適化推進委員内定者名簿」をご覧ください。浜松市農地利用最適化推進委員を令和3年1月12日から2月10日にかけて公募しましたが、37地区37人定数のところ、42人の応募がありました。

選考の過程の公正性及び透明性を確保するため、浜松市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置運営要

綱により、会長が指名する農業委員 6 人を評価委員として候補者評価委員会を設置し、会議を行って選考いたしました。

その結果、ご覧の内定者名簿のとおり 37 地区 37 人を推進委員内定者として決定いたしました。ご承認をいただければ 7 月 1 日付で委嘱いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員 挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 留任比率がわかれば教えてください。

議 長 事務局、お願いします。

齋 藤 再任される方は 19 人です。

森 島 わかりました。

議 長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 39 号議案「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、報告事項の第 34 号から第 40 号までを、事務局から報告をお願いします。

齋 藤 (報告事項)

木 下 (報告事項)

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議 長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

根 木 ・外国人の就農について

森 島 ・農業委員会総会の運営について

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

齋 藤 ・西部農業委員会協議会総会について

・農業委員・最適化推進委員合同事前研修会について

木 下 今後の会議予定

・第 6 回浜松市農業委員会総会

日時 令和 3 年 6 月 15 日 (火) 午後 1 時 30 分～

場所 浜北区役所 3 階 大会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 5 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 2 時 45 分

以上、議事の正確さを期すため署名する

令和 3 年 6 月 15 日 (火)

会 長 松島 好則

委 員 横井 利治

委 員 袴田 博子